



## 第4章 計画の推進体制

### 1 推進体制

県は、基本理念・基本目標の実現に向け、市町村、市町村教育委員会、県体育協会、県スポーツ振興財団、競技団体、総合型クラブほかスポーツ関係団体、県内大学・企業などとの連携・協働により、本計画に盛り込まれた各種施策を効果的・効率的に実施します。

さらに、徳島県スポーツ推進審議会を定期的開催し、基本目標ごとに掲げた施策目標の達成状況の評価を行います。

### 2 役割分担

#### (1) 行政の役割

##### ① 県の役割

- ・市町村で行うのが困難な広域的事業を実施し、市町村等への助言・支援を行います。
- ・地域の実情に応じた独自性のあるスポーツへの取組を支援します。
- ・県内外に向けてスポーツのイベントや施設の情報を発信します。
- ・スポーツ関係団体や企業、プロスポーツ、大学と連携・協働を図り、人材の交流やスポーツ医科学等の知識普及について、全県域での展開を図ります。

##### ② 市町村の役割

- ・国の「スポーツ基本計画」、県の「徳島県スポーツ推進計画」を参酌して、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定することが求められています。
- ・住民のスポーツに関するニーズを把握し、地域のスポーツ団体や関係機関と連携しながら、住民がスポーツに親しむために必要な環境を整備し、体制を整えることが求められます。このことから、スポーツに関する団体等が一堂に会する場を設定するなどの調整・推進役を担うことが求められます。
- ・地域において熱意と能力があり、効果的に連絡調整できる者を、スポーツ推進委員として委嘱し、その資質向上のための研修の充実を図ることが期待されます。
- ・地域の実情に応じて、公共スポーツ施設の指定管理者として総合型クラブを積極的に活用することが期待されます。
- ・地域の特色を活かした競技会の開催や地元選手の育成・強化・応援、国際大会や全国大会で活躍した選手等を表彰することによる、スポーツを通じた地域の活性化が期待されます。

#### (2) 教育機関等の役割

##### ① 幼稚園・保育所の役割

- ・幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけさせるための取組を行うことが求められます。

## ②小・中・高等学校の役割

- ・学校施設を地域に開放して、地域のスポーツ活動の場として提供することが期待されます。
- ・子どもにスポーツの楽しみや喜びを伝え、子どもが生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育むことが求められます。
- ・運動部活動においては、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力を得られる体制づくり、社会体育施設や社会体育関係団体等との連携が求められます。

## ③大学の役割

- ・行政や企業、県体育協会や他の教育機関との連携により、スポーツ医科学研究や人材の交流、施設の開放等に取り組むことが期待されます。
- ・学生によるスポーツボランティア活動等の地域貢献活動を支援することが期待されます。

## (3) スポーツ団体等の役割

## ①スポーツ関係団体の役割

## ＜競技団体＞

- ・県体育協会と連携し選手の強化、指導者の資質向上を図ることや、各競技の普及に努めることなどが期待されます。
- ・プロスポーツや企業、大学等と連携し、ジュニア期からの一貫した指導体制を確立していくことが期待されます。
- ・トップアスリートや優れたスポーツ指導者等を総合型クラブや地域のスポーツクラブ、学校等へ派遣することが期待されます。
- ・スポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会等に取り組むことが期待されます。
- ・各団体が有するスポーツ指導者情報を広域スポーツセンターへ提供し、団体間の共有化を図っていくことが期待されます。
- ・団体運営の透明性の確保を図っていくことが期待されます。
- ・選手の将来的なキャリア形成にも配慮した適切な支援に努めることが期待されます。

## ＜県体育協会＞

- ・競技団体を統括する団体としての役割を踏まえ競技団体の競技力向上及び運営の透明性の確保を図っていくことが期待されます。

## ＜県レクリエーション協会＞

- ・広く県民のスポーツ・レクリエーション活動のニーズに対応するため、指導者の育成と研修や様々なプログラムの展開、情報の収集と提供が期待されます。

#### ＜県障がい者スポーツ協会＞

・障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組むことにより、総合的な障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の健康増進や社会参加を促進するとともに、障がいに対する県民の相互理解を深めることが期待されます。

#### ＜スポーツ少年団＞

・スポーツとの多様な関わり方の場の提供とともに、教育機関との連携等を通じて、中学生や高校生等の地域スポーツへの参加を促進する取組を行うことが期待されます。

#### ＜小・中・高等学校体育連盟＞

・主催する大会等について、県や市町村と協議しながら総合型クラブで活動する生徒等の参加を認めたり、地域スポーツクラブの大会との交流大会を実施したりするなど、柔軟な対応が図られるよう検討することが期待されます。

#### ＜県スポーツ振興財団＞

・広く県民のスポーツやスポーツ・レクリエーション活動のニーズに対応するため、指導者の養成と研修や様々なプログラムの展開、情報の収集と提供が期待されます。

#### ＜県スポーツ推進委員連絡協議会＞

・スポーツ推進委員が市町村のスポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うため、スポーツ推進委員の資質の向上に努めることが期待されます。

#### ＜総合型クラブ・地域のスポーツクラブ＞

・子どもと保護者・家族が、異年齢の子どもや多世代の大人とともにスポーツに親しむことができるよう、幅広い世代の参加者を確保したクラブ運営が期待されます。

・スポーツ指導者に対し、学校の体育に関連する活動に対する理解の促進を図ることが期待されます。

・地域住民が主体的に取り組み、スポーツ活動を推進することにより、地域のコミュニティの核として充実・発展していくことが期待されます。

#### ②プロスポーツや企業スポーツの役割

・スポーツ教室の開催や指導者としての地域への派遣のほか、社会貢献活動による地域との共生を目指した活動が期待されます。

・観光振興の大きな資源となり、試合観戦などで交流人口を拡大させるとともに、地域経済を活性化させることが期待されます。

(4) 県民の役割

① 県民に期待される役割

- ・ 県民一人一人が生涯にわたりスポーツに主体的に取り組み、健康で豊かな生活を送ることが期待されます。
- ・ 県民一人一人が地域のコミュニティの一員として、スポーツを通じて自らも地域社会を構築していくことが期待されます。

② 企業に期待される役割

- ・ 地域社会の一員として、スポーツ振興を通じて利益を地域に還元することは、社会的にも意義のあることであり、企業価値の向上に欠かせないものであることから、企業の「社会貢献」「地域共生」の観点からスポーツへの支援が期待されます。

## 3 計画の施策目標一覧

【輝くとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
東京オリンピック・パラリンピック及びデフリンピックに日本代表として出場・参加できる本県ゆかりの選手、指導者	—	③③14人
国民体育大会天皇杯順位	②⑧46位	③④30位台
国民体育大会の入賞数	(個人) ②⑧33 (団体) ②⑧2	(個人) ③④45 (団体) ③④16
高校総体(全国大会)もしくは同規模大会での入賞数	②⑧40	③④50
プロスポーツ選手やコーチなどによる「スポーツ教室」	②⑧185回	③④200回
各学校や競技団体のチームへの医科学サポートスタッフのサポート件数	—	[毎年]延べ70件
女性アスリート支援セミナーの開催	—	[毎年]4回
【元気なとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
運動好きの子どもの割合で全国平均を上回るカテゴリー数(小学校5年生の男女、中学校2年生の男女、の合計4)	②⑧3	③④全カテゴリー
総合型クラブが行う未就学児・小学生を対象とした事業への助成件数	②⑧9	③④20
小学校5年生、中学校2年の「運動能力調査」で、全国平均を上回る競技数(全34種目中)	②⑧12種目	③④17種目
ICTランキングシステムの参加チーム数	②⑧3,343	③④4,000
徳島科学技術高校のアーチェリー、ウエイトリフティング、弓道の3競技施設一体整備	—	③①整備完了 ③①使用開始
高校総体(全国大会)もしくは同規模大会での入賞数(再掲)	②⑧40	③④50
徳島県高等学校総合体育大会の参加率	②⑧48.3%	③④55%
【豊かなとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
ノーマピック・スポーツ大会(徳島県障がい者スポーツ大会)の開催	②⑧開催	③④推進
障がいのある人とない人がともに参加できるスポーツ大会の開催	—	③④推進
県健康福祉祭等のスポーツ及び文化交流大会等参加者数	②⑧4,187人	③④4,800人
女性アスリート支援セミナーの開催(再掲)	—	[毎年]4回
成人の週1回以上のスポーツ実施率	②⑧47.1%	③④65%
スポーツに関心のない人の割合	—	③④0%
総合型クラブの法人取得等の自立を促進	②⑧8	③④12
ウォーキングイベント参加者数	②⑧3,500人	③④倍増
【ふれあいとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致	—	③②3件
ホストタウン相手国等とのスポーツ交流件数	②⑧4件	③①10件(累計)
ラグビーワールドカップ2019事前キャンプの誘致	—	③①受入れ
国際スポーツ大会の誘致対象競技をはじめとした施設の利用環境の向上	—	③④推進
「とくしまカヌー・レガシーセンター」の整備・利用促進 鳴門・大塚スポーツパーク球技場芝生の改修 JAバンク蔵本公園ちよきんぎょプールの改修 県立中央武道館空母等の整備 橋本小勝・後戸地区の緑地整備 西部健康防災公園の整備 南部健康運動公園の整備 既存の体育施設の長寿命化・防災機能の強化	—	—
徳島ヴォルティスホームタウンデー年間招待者数	②⑧1,732人	③④2,000人
徳島インディゴノックスホームゲーム年間招待者数	②⑧1,655人	③④2,000人

## 参考 参考資料



### 「スポーツ基本法」

(平成23年6月24日法律第78号)

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 スポーツ基本計画等（第9条・第10条）

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第11条—第20条）

第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第21条—第24条）

第3節 競技水準の向上等（第25条—第29条）

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備（第30条—第32条）

第5章 国の補助等（第33条—第35条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体

の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互

理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第6条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第8条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 スポーツ基本計画等



## （スポーツ基本計画）

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第30条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

## （地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

## 第3章 基本的施策

## 第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

## （指導者等の養成等）

第11条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## （スポーツ施設の整備等）

第12条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

## (学校施設の利用)

第13条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## (スポーツ事故の防止等)

第14条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第15条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

## (スポーツに関する科学的研究の推進等)

第16条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

## (学校における体育の充実)

第17条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## (スポーツ産業の事業者との連携等)

第18条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が

果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第19条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第20条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

## 第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第21条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第22条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（体育の日の行事）

第23条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第24条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現

等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 第3節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第25条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第26条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第27条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第28条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第29条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成13年9月16日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第30条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

#### 第5章 国の補助等

（国の補助）

第33条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、

これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第11条から第13条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第34条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第35条 国又は地方公共団体が第33条第3項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第9条第2項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第13条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第2条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第4条の規定により策定されている同条第1項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第3項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第9条又は第10条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第4条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第19条第1項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第5条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第75条の3第1号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第6条 放送大学学園法（平成14年法律第156号）の一部を次のように改正する。

第17条第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第20条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第2項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第7条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）の一部を次のように改正する。

第20条第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第20条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第2項」に改める。

# 「徳島県スポーツ推進条例」

(平成26年3月20日徳島県条例第43号)

徳島県は、剣山、吉野川及び県南部の海岸線をはじめとする豊かな自然を生かしたグラススキー、ラフティング、サーフィン等のアウトドアスポーツが盛んである。また、春の風物詩であるとくしまマラソンの開催や、県民に誇りと喜び、夢と感動を与えるスポーツ選手の活躍等を通して、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せている。そして、こうしたスポーツに親しみ、又はスポーツを楽しむため、広く県内外から訪れる人々を温かく迎えるお接待の文化が、本県には古くから根付いている。

このような本県の特性に加え、スポーツは、心身の健全な発達、健康の保持増進並びに体力及び運動能力の向上に重要な役割を果たす運動競技その他の身体活動であるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、特に青少年の健全な育成及び人格の形成に資するものである。

さらに、スポーツは、家族や仲間とのふれあいを生み、地域間の交流を促進し、地域の連帯感や郷土を愛する心を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。

こうした県民生活においてスポーツが有する役割の重要性等に鑑み、スポーツの推進についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民の理解と参画のもとに、スポーツに関する環境の整備に努め、本県のスポーツ人口の増加や競技力の向上を目指し、スポーツによる明るく豊かな県民生活を実現するため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身とともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

## (基本理念)

第3条 スポーツの推進は、全ての県民が、少年期、青年期、壮年期、高年期等の各段階(以下「ライフステージ」という。)において、スポーツの有する意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。



- 3 スポーツの推進は、青少年の体力の向上を図るとともに、公正さ及び規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。
- 4 スポーツの推進は、障がい者が積極的にスポーツに参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。
- 5 スポーツの推進は、県内に居住したことがあり、若しくは県内に活動の拠点を置くスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「県のスポーツ選手等」という。)が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。
- 6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。
- 7 スポーツの推進は、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の役割)

第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上のため、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第6条 県民及び事業者は、スポーツの県民生活及び地域社会において果たす役割について、理解を深め、将来の世代への継承に配慮するよう努めるとともに、地域におけるスポーツの発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第7条 県、スポーツ団体、県民及び事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第8条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(県民のスポーツ活動への参加の促進)

第9条 県は、スポーツに対する県民の関心を高め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

(ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進)

第10条 県は、全ての県民が生涯にわたって、ライフステージ、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域におけるスポーツ活動を担う人材及び地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、ライフステージ、体力、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。以下同じ。)の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第11条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設(スポーツ施設の設備を含む。次項において同じ。)の整備並びに機能の維持及び改善に努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として、有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツの推進)

第12条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツを推進するため、当該スポーツに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のスポーツに参加する機会の提供等)

第13条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツに参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校における体育の充実)

第14条 県は、学校における体育の充実を図るため、体育に関する教員の資質の向上に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者のスポーツ活動の推進)

第15条 県は、障がい者が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障がい者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第16条 県は、競技水準の向上を図るため、市町村、スポーツ団体等と協力し、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツ指導者の確保及び養成、スポーツに関する医学をはじめとする科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化等)

第17条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の全国への発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民との交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの競技会その他の催しの開催、県外からのスポーツの合宿の誘

致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第18条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されているスポーツの推進に関する県の計画であって、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第8条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

## 「とくしまスポーツ憲章」

平成20年1月24日制定

“ 踊り出す 阿波の国から 人・ゆめ・スポーツ ”

### 制定にあたって

私たちがスポーツ文化に親しんで、生活を豊かに健やかにしていくためには、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じてスポーツに取り組むことが大切です。

スポーツに取り組むということは、スポーツを「する」ことに加えて、観戦・応援する「みる」、あるいは、ボランティアとしてイベントを「支える」、アスリートとして力や技を「極める」など、スポーツがもたらしてくれる喜びや感動を共有することでもあります。

県民をあげて様々な形でスポーツに取り組んでいくことは、私たち一人ひとりの健康や健全な社会づくりに役立つとともに、本県のスポーツ人口の増加や競技力の向上に役立つと考えます。

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる「とくしまスポーツ王国づくり」の実現を目指して、ここに、「とくしまスポーツ憲章」を制定します。

### 私たちが目指すこと

- 運動好きで健やかな子どもたちが育つ「元気なとくしま」
- 生涯にわたってスポーツを楽しむ「豊かなとくしま」
- 世界にはばたくトップアスリートが育つ「輝くとくしま」
- 親睦や交流の場としてスポーツに親しむ「ふれあいとくしま」

### 実現に向けて

#### 運動好きで健やかな子どもたちが育つ「元気なとくしま」

豊かなスポーツライフの基盤づくりは、子ども時代の運動体験に始まります。小さな時から、運動の楽しさや喜びを味わわせ、運動好きな資質とスポーツを楽しむ習慣を身につけさせることが大切です。また、子どもたちの体力・運動能力の向上は、将来の本県の活性化につながります。家庭・学校・地域が連携し、運動場や広場から、スポーツに取り組む子どもたちの元気な声が聞こえる環境づくりに取り組みましょう。

- 体育学習や様々な活動を通して、運動好きな子どもたちを育てましょう。
- 親子がふれあう「ファミリースポーツデー」をつくりましょう。
- 家庭・学校・地域で、世代を超えた人々が子どもたちといっしょにスポーツに取り組んで、楽しんだり交流したりできる自由で安全な場や環境づくりに取り組みましょう。

#### 生涯にわたってスポーツを楽しむ「豊かなとくしま」

生涯スポーツ社会の実現のためには、生活の中に自然にスポーツがとけ込んでいくことが大切です。豊かなスポーツライフを実現するため、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じてスポーツに親しめる社会づくりに取り組みましょう。

- 1週間に1回以上は、マイスポーツ（オンリーワンスポーツ）に取り組む、スポーツラ

イフの確立と健康づくりに取り組みましょう。

- 自分の体力・運動能力を確認し、積極的にスポーツに参加しましょう。
- 身近なスポーツ活動の場となる地域のスポーツクラブに参加し、家族や地域みんなでスポーツを楽しむなど、生活の中にスポーツを取り入れましょう。

### 世界にはばたくトップアスリートが育つ「輝くとくしま」

自らの能力と技術の限界に挑戦し、最後まであきらめず、全力でひたむきに競技する姿は、みる人に大きな夢と感動を与えてくれます。わたしたちは、国内外で頂点を極める選手や指導者が育つ「輝くとくしま」の実現を目指しましょう。

- アスリートや指導者が育つ環境づくりを進め、オリンピックや国内外で活躍する本県アスリートをみんなで育てましょう。
- 本県出身アスリートや県代表チーム・選手をみんなで応援しましょう。
- 優秀な成績を挙げた選手や指導者を顕彰しましょう。

### 親睦や交流の場としてスポーツに親しむ「ふれあいとくしま」

様々なスポーツ活動は、地域コミュニティの再生や創造につながります。また、大規模でハイレベルなスポーツイベントの開催や地元チームの活躍は、私たちに大きな夢と感動をもたらしてくれます。本県のスポーツを振興するため、積極的に観戦したり、ボランティアとして支援しましょう。

- スポーツを通じて、仲間づくりや地域コミュニティの活性化に取り組みましょう。
- 身近で開催されるスポーツイベントに、応援やボランティアとして積極的に参加しましょう。
- 親子や家族・地域みんなで、地元プロスポーツチームやスポーツイベントを応援しましょう。

## 徳島県スポーツ推進審議会委員

任期：平成28年9月1日～平成30年8月31日

	役 職	氏 名
委 員	徳島県障がい者スポーツ協会会長	小谷 敏弘
委 員	徳島大学大学院医歯薬学研究部教授	西良 浩一
副会長	徳島大学大学院総合科学研究部教授	佐藤 充宏
委 員	総合型地域スポーツクラブ連絡協議会常任理事	住田 瑞子
委 員	トクシマフィットネスラボ代表・主宰	関本 真美
委 員	徳島県水泳連盟理事長、OKスイミングスクールコーチ	竹林 義浩
委 員	生光学園中学校・高等学校教諭	豊永 陽子
委 員	徳島新聞社編集局運動部長	延 慎太郎
委 員	徳島県女子体育連盟会長	林 博子
委 員	元オリンピック日本代表	弘山 晴美
会 長	徳島県体育協会専務理事	分木 秀樹
委 員	四国大学生生活科学部児童学科講師	細谷 洋子
委 員	徳島県市町村保健師連絡協議会会長	丸岡 重代
委 員	大塚製薬株式会社徳島本部総務部部長	吉野 誠
委 員	徳島インディゴソックス球団運営マネージャー	米本 元子

(敬称略・五十音順)